

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系の北側及び南側冷却コイル冷水出口温度指示計点検において、両温度指示計に精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	G III	
2	2号機	制御棒（14-43）のノッチ動作確認定例試験において、挿入及び引抜き速度に差異が認められたため、対応検討	G III	
3	3号機	ALAP（アラップ）建屋換気空調系排気ファン（B）入口ダクトに支持用吊り金具（1箇所）の外れが認められたため、当該吊り金具を復旧	G III	
4	4号機	主空気抽出器圧力調整弁前弁に閉動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
5	4号機	起動用空気抽出器の起動操作中、第2段空気出口弁に開動作不良（全開不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
6	4号機	中性子計測系起動領域モニタ（ch:F）に瞬時的な指示値不良が発生したため、当該モニタをバイパスし、当該モニタを点検	G III	
7	5号機	定期事業者検査における「主要弁検査（環2）」が定期安全管理審査申請書の検査項目から漏れていることが認められたため、当該申請書を修正・再提出	G III	
8	5号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（A）の点検において、ファン側カップリングの内径寸法値に判定値外れが認められたため、当該カップリングを交換	G III	
9	5号機	原子炉建屋換気空調系給気側空気冷却コイルの結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	G III	
10	6号機	主発電機相分離母線及び主変圧器温度記録計において、相分離母線発電機端（S相）の温度に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	G III	
11	その他	1～4号機構内通路において、車輛の運転操作（後進）を誤り、通路壁にぶつけ、通路外壁の一部を破損させたため、当該部を修理	G III	